

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認年月日 平成 3 1 年 3 月 1 9 日

東京都作業部会確認年月日 平成 3 1 年 3 月 2 0 日

事業名 選手村備品

案件名 晴海の選手村における家具・什器・備品等の調達等に関する業務委託

確認の視点	組織委員会の見解	備考
<p>経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業はオリンピック・パラリンピック競技大会の選手村で必要となる家具・什器・備品等（以下「FF&E 等」という。）を調達するものである。選手村は、オリンピック・パラリンピック競技大会期間中に選手団が生活する場となることから、FF&E 等の備え付けが必要であり、選手村を運営するうえで必須の事業である。 ・選手村に備え付ける FF&E 等を、オリンピック・パラリンピックの両大会共通で利用することにより、経済的な調達が可能となる。なお、選手村のオリンピック時からパラリンピック時への転換期間は短期間であり、オリンピック時、パラリンピック時で別々に FF&E 等を調達した場合、すべての FF&E 等を短い転換期間中に入れ替えなければならない、想定される作業分量上、不可能である。 ・さらに、パラリンピック競技大会終了後、FF&E 等の搬出にかけられる期間が短いため、オリンピック競技大会前の搬入段階から搬入出の物量を把握しつつ、綿密かつ効率的な業務スケジュールや工程を策定し、搬入から搬出までの全体を管理する必要がある。 ・そのため、オリンピック・パラリンピック両大会で使用する FF&E 等の調達・搬入出管理業務を同一事業者へ委託し、両大会共通の備品管理及び搬入出支援まで担わせることには、合理性が認められる。 ・大会に必要な経費として大枠合意に基づき、パラ経費相当分の 1/4 を都が負担する妥当性あり。 	

<p>事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業は、選手村で必要な FF&E 等の調達・管理業務を委託するものであり、オリンピック・パラリンピック両大会の期間を通じて共通の FF&E 等を使用し、一括管理することが効率的かつ経済的である。 ・選手村の運営は全面的に組織委員会が担うことから、大会運営を担う組織委員会が本件を一括執行することが最も効率的である。 		
<p>経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること</p>	<p>必要性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業は、「開催都市契約大会運営要件」で規定のある選手村居室等に必要な FF&E の調達を行うものである。選手村はオリンピック・パラリンピック両大会の期間中における選手の生活する場となるため、生活するために必要となる最低限の FF&E 等は、組織委員会の責任で調達することが求められている。 ・また、NOC/NPC オフィスや会議室等、選手村を運営するうえで必要不可欠である各緒室についても、運営要件で定められた FF&E を調達する必要がある。 	
	<p>効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・複数社から入手した見積もりを基に精査した単価を用い、適正な価格を算出している。 ・既存施設においては、既存の FF&E 等を大会時に活用するほか、当該既存物品の移設及び管理を業務内容に盛り込むことにより、調達数量の削減を図っている。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・大会運営諸室の FF&E 等は、利用するスタッフの適正な配置や諸室の大きさを検討・考慮した上で算出している。また、破損・紛失時の交換用など予備分を殆ど含まない最低限の数の調達となるように努めている。 ・調達する FF&E 等は汎用性があり、低価格なものを重点的に選定している。 	
	<p>納得性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業は V3 予算内であるとともに、複数社からの見積もりを取ることで、適正な単価を計上している。また、総合評価方式の一般競争入札により委託事業者を決定するため、業務品質を確保しつつも、市場を踏まえた価格での調達が見込まれる等、適正である。 	

<p>その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業はパラリンピック大会時における選手村運営のために必要不可欠な業務であり、大枠合意に基づく公費負担の対象として適切といえる。 ・現時点では、大会経費の都の枠内であることを確認できないため組織委員会負担とする。 	
---------------------------------------	---	--

* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。